

平成30年度八王子市農業委員会第1回総会会議録

- 1 開催年月日 平成30年4月26日 木曜日
- 2 開催場所 八王子市役所 議会棟 全員協議会室
- 3 開催時間 午後2時00分 から 午後3時50分 まで
- 4 出席委員 (22名)

農業委員会委員

- | | |
|--------------|---------------|
| 1 番 石 川 研 | 2 番 原 島 元 義 |
| 3 番 荻 田 米 蔵 | 4 番 鈴 木 勝 久 |
| 5 番 久 保 良 政 | 6 番 栗 原 才 |
| 7 番 米 津 元 一 | 8 番 峯 尾 三 千 年 |
| 9 番 鈴 木 勇 次 | 10 番 有 竹 満 次 |
| 11 番 菱 山 史 郎 | 12 番 中 西 伸 夫 |
| 13 番 鳴 海 有 理 | 14 番 熊 澤 治 彦 |

農地利用最適化推進委員

- | | |
|--------------|--------------|
| 15 番 内 藤 廣 行 | 16 番 三 上 正 治 |
| 17 番 内 田 茂 | 18 番 金 子 文 利 |
| 19 番 町 田 裕 通 | 20 番 井 上 正 芳 |
| 21 番 福 田 一 訓 | 22 番 門 倉 豊 |

- 5 欠席委員

なし

- 6 事務局職員出席者

事務局長 廣 瀬 勉	課 長 音 村 昭 人
主 査 上 原 裕 之	主 査 黒 田 康 雄
主 任 内 藤 浩 二	主 任 上 村 剛

平成30年度
八王子市農業委員会 第1回総会 議題

(平成30年4月26日)

【専決処分案件】

- 第1 市街化区域内農地の「権利の移動を伴わない転用」の届出について
- 第2 市街化区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の届出について
- 第3 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
- 第4 相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について

【審議案件】

- 第5 調整区域内農地の「権利の移動を伴う転用」の許可について
- 第6 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第7 生産緑地に係る「農業の主たる従事者」の証明について
- 第8 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第9 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

【報告案件】

- 第10 農地の権利取得の届出について
- 第11 農地の賃貸借の合意解約について

《 午後 2 時 0 0 分開会 》

議長 ただいまから、平成30年度八王子市農業委員会第1回総会を開会します。なお、本日、農業委員及び推進委員に欠席はございません。農業委員定数14名のうち、半数以上が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は有効に成立しております。また、農業委員会等に関する法律第30条第1項の規定により、出席した農業委員の過半数で決することになりますが、推進委員の皆様にもぜひ積極的なご意見をいただきたいと思います。

第1及び第2については、「市街化区域内農地の転用の届出について」でありますので、一括報告とします。事務局より報告願います。

事務局

第1「市街化区域内農地の権利の移動を伴わない転用の届出について」
3月1日から3月31日までの届出分（10件）
第2「市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用の届出について」
3月1日から3月31日までの届出分（29件）を報告。

議長

報告は終わりました。第1・第2についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第3「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を報告。
（2件）

議長

報告は終わりました。第3についてご質問はありませんか。

推進委員

土地の一部について原状回復命令を発する予定とありますが、命令を発してもやっていただけなかった場合はどういうことになるのですか。

事務局

本来、転用の許可を受けていただくところだったのを、登記の申請をしてしまったもので、今、転用の許可の手続きを進めているところで

あります。これについては、最後は登記の方は取り下げになると思われます。

議 長

質問ございますか。質問なしと認め、進行します。

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告します。事務局より報告願います。

事務局

第4「相続税の納税猶予に係る適格者としての3年ごとの証明について」を報告。（18件）

議 長

報告は終わりました。第4についてご質問はありませんか。質問なしと認め、進行します。

第5「調整区域内農地の『権利の移動を伴う転用』の許可について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第5「調整区域内農地の権利の移動を伴う転用の許可について」

賃借人の所在地は横川町。賃貸人は日野市に在住。

申請地は上柚木字十四号にある土地2筆、登記簿地目は田、面積は268㎡。農地の区分は第3種農地。事業計画はコンテナ修理場。

議 長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員

4月16日、事務局職員、東京都農業振興事務所の農地担当とともに現地調査を実施しました。その際、借受人である法人の社長から転用計画をうかがいました。今回の計画は、八王子市内、町田市内で貸コンテナ業を営む借受人が、定期的なメンテナンスを行う修理場に転用しようというものです。現在、借受人は、八王子市内に6か所、町田市内に1か所、貸コンテナを設置しています。この土地がちょうど中間にあたるそうです。コンテナを貸す際には防水・防サビ処理や電気の配線など定期的なメンテナンスが必要となるそうですが、これまではクレームが出た範囲で修繕するだけだったそうです。今回、修理場を

設けることで、計画的なメンテナンスが可能になるとのことでした。
申請地ですが、現況は砂利敷きの駐車場となっていました。現在、日野市内の老人ホームに入所する所有者が、農地法を理解しないまま15年前に許可を得ずに転用したそうです。自分が違反転用をしていることに気づき代理人に相談した結果、土地を探していた借受人との間で今回の話が進んだとのことでした。市街化調整区域ですが、道の向かいには市街化区域です。南には田んぼに土を盛った畑が広がっていますが、畑の方が一段高くなっていますので、今回の転用による影響はありません。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。

農業委員 無断転用についての判例で、利用の形態が自己利用の場合と営業用の場合とでは、違った見解はあるのですか。

事務局 調べた範囲では、昭和38年の判例は、違法な状態を改める場合は追認するというもので、唯一のものであり、場合分けまでは確認できませんでした。

農業委員 砂利敷きのコンテナ修理場として使用する目的ですが、セメントで固めてしまってコンテナを設置して営業をする場合、今回と違う目的となりますが、特段問題とはならないですか。

事務局 今回の5条の許可の目的がコンテナの修理場ですので、ここから先のことは農地法外のことであると理解しています。仮にそういうことがあった場合は、都市計画上での指導などになると思われます。

農業委員 「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」とありますが、用途外で使用した場合、農業委員会としては問題にするのですか。問題にしないのであれば、確実性を問う必要はないのではありませんか。

事務局 現時点で申請されている内容について審査をすればよいと考えます。

事務局 今後の流れですが、農業委員会が意見を付して東京都に送り、東京都

が許可の決定をします。許可書の交付後着手し、完了後には報告書を必ず出していただくことになっています。そこで計画と実際の転用が一致することを確認します。

農業委員 コンテナは車の上で修理するので、下は砂利敷きでも構わないし、コンクリート敷きにする計画也没有ありません。

農業委員 プレハブは、下に接続しなければ置けるのですか。

事務局 農業委員会で判断するものではありませんが、建築確認が必要だと思われます。なお、今回の転用内容を建築審査課に確認したところ、建築確認は必要ないとのことでした。

議長 他にございませんでしょうか。他にございませんので、進行します。お諮りします。第5については、これを東京都へ送付することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長 異議なしと認めます。したがって、送付することに決定しました。第6「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局 第6「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」
買取申出生産緑地は尾崎町の土地2筆、計561㎡。
買取申出事由の生じた者について、住所は埼玉県所沢市、申出者との続柄は「夫」、申出事由は「死亡」、申出事由の生じた日は平成29年10月5日。年齢は80歳、年間従事日数は300日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員 4月11日、事務局職員とともに、現地で申出者の息子さんから、お話をうかがいました。生前は会社勤めのかたわら、主にウメ、カキを栽培してきました。収穫したものは自家消費のほか、近所へ配っていた

そうです。定年後は自営業を営むため遠方に住んでいましたが、可能な限り足を運び、下草の除草から樹木の剪定、収穫にいたるまでを家族で協力しながら管理していたそうです。昨年8月頃に、患っていた大腸がんが急激に悪化し、昨年10月に亡くなりました。今回の調査により、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第6については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長 異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。第7「生産緑地に係る『農業の主たる従事者』の証明について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第7「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

買取申出生産緑地は梶田町の土地3筆、計2,822.78㎡。

買取申出事由の生じた者について、住所は館町、申出者との続柄は「本人」、申出事由は「故障」、申出事由の生じた日は平成29年12月14日。年齢は87歳、年間従事日数は300日。

議長 説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

農業委員 それでは地区の担当委員として報告いたします。4月18日、事務局職員とともに自宅にお邪魔し、願出者からお話をうかがいました。願出者は専業農家で、かつては自宅に隣接する牛舎で牛を飼っていました。願出地の生産緑地では、牛の飼料用トウモロコシを作付けしていました。十数年前から首の脊柱間狭窄症や糖尿病による影響で、手にしびれが出て、次第に痛みを伴うようになりました。今では思うように力

が入らない状態とのことでした。7年前に奥様がくも膜下出血で倒れたのを機に牛を手放し、トウモロコシを作付けしていた農地も、除草剤による除草のみということでした。また、現在は腰にも脊柱間狭窄症を患い、歩くときには杖を手放すことができない状態で、週に何日かはデイサービスを利用しているそうです。農地を確認したところ、お話のとおり、除草のみの状態で作付けはありませんでした。願出者の息子さんは、相模原にある1ヘクタールを超える農地で農業に従事しています。コマツナ、ハウレンソウなどを作付けし、道の駅に出荷しています。今回の願出地を、息子さんが耕作できないか確認したところ、この3筆の生産緑地はそれぞれ周囲を住宅に囲まれ、近隣住民からは堆肥の臭いや砂ぼこりの苦情が多く出たため、そこでの農業経営は困難だとのことでした。また、現在の農業経営の中心は相模原となっており、規模も大きいため、とても手が回らないとのことでした。一方、願出者はこの3筆のほか、自宅の脇にもう一筆生産緑地を所有しています。こちらには、果樹のほか、収穫した野菜の貯蔵や農機具置場として使用する倉庫があり、息子さんの重要な農業経営の場となっています。今回の調査により、お元気だったころは、この生産緑地の中心的な農業従事者であったことを確認いたしました。報告は以上です。

議長 質問・意見はありませんか。ございませんので、進行します。お諮りします。第7については、これを証明することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長 異議なしと認めます。したがって、証明することに決定しました。なお、これらの案件のように生産緑地の主たる従事者証明が出されたのち、買取りの申出をされた土地は、農業者が優先して取得できます。

ほしいという方がいらっしゃいましたら、委員の皆さんあっ旋して下さい。事務局で対応いたします。

第8「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第8「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手①について、住所は小津町、設定する土地は小津町の土地4筆、計1,818㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は5年間。

貸し手②について、住所は小津町、設定する土地は小津町の土地1筆、489㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は5年間。

貸し手③について、住所は小津町、設定する土地は小津町の土地2筆、計886㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は5年間。

借り手について、東京都の新規就農希望者経営計画支援会議で助言を受けた者、法人、所在地は小津町、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は無し。主たる経営作物は果樹、露地野菜、農業従事者は11人、農作業従事日数は年間250日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員

3月17日、推進委員、事務局職員、農林課の農業振興担当とともに現地調査を実施しました。その際、利用権の設定を受ける法人の代表理事から今後の作付計画をうかがいました。この法人は町の人口減少・高齢化などの課題の解決に向けて平成29年3月に設立したNPO法人です。もともとは町会として活動していましたが、活動が充実したことで空き家や農地を借りる必要が出てきたこと、また、地域外の賛同者にも積極的に関わってほしいという思いから法人化したそうで

す。多くの地元の皆様が会員となっていますが、新規就農にあたっては、農家の方が農場長として関わっています。今回借り受ける農地ですが、法人の拠点である地区の7筆です。長年伸びきったクリや雑草が繁茂する、いわゆる遊休農地でした。法人が発足する前の平成28年秋から有志の手により開墾が進み、翌平成29年11月には、一部で60本のオリーブが植えられました。今後、オリーブ摘みや芋掘りなどの農業体験を企画するそうです。また、この地区については、引き続き開墾を進め、規模拡大を図っていききたいとのことでした。空き家だった古民家を拠点に四季折々様々なイベントを企画しています。今回の農業参入がこの地区が抱える課題解消の一助になるものと考えられますので、担当委員として見守っていききたいと思います。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありますか。

農業委員 この地域は獣害がひどいと聞いたことがありますが、獣害対策は大丈夫ですか。

事務局 農林課で電気柵の補助の申請方法に関する問い合わせを受けています。

農業委員 電気柵で対応しきれるものなのですか。やり始めてすぐに獣害にあってやる気がなくならないように、しっかり獣害対策をする必要があるのではないですか。また、体験農園としても活用していくようですが、参加費や体験費などの今後発生すると思われる収益を計画書に載せなくてよいのですか。

事務局 今回の損益を考える上で、懸案になったところではありますが、実際に体験するにあたっていくらというよりも、会員費から捻出して集めてみんなで体験するという事なので、体験部分だけを割り出すことはできませんでした。そのため、今回はこのような損益で受け付けて

います。

農業委員 是非体験農園という形で、いろんな人が参加していただきたいと思っています。今のところ、会員が農業体験をする場ということでいいですか。

事務局 その通りです。ただし、将来的には幅広く呼び掛けたいと考えているようです。今回は3,193㎡ですが、新規農業参入計画書では1.3ヘクタールまで広げる計画になっています。町内で農地を所有する会員が多いため、1.3ヘクタールの計画は確実に履行されるものと思われます。

農業委員 ここはイノシシだけではなく、サルも出るのではないですか。

推進委員 サルは飛び越えてくるので対策のしようがないです。電気柵はサル以外には有効です。鳥に野菜をやられてしまうことも多いです。

推進委員 この法人の人はほとんどが地元の人たちなので、獣害は重々承知しているはずです。すでに一部には電気柵を張ってあります。

農業委員 以前、東京都の助成を受けてイノシシやサル対策で電気柵を張ったことがあります。今でも東京都の助成はあるのですか。

事務局 それを利用して現在、八王子市も補助をしております。

農業委員 ここは交通困難地域であり、過疎地域でもあります。人が来るようになるということは、過疎対策において非常に意味があります。賛成して応援するのがよいのではないのでしょうか。

議 長 他にございませんので、進行します。お諮りします。

第8については、これを決定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議 長 異議なしと認めます。したがって、決定することにしました。

第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題にします。事務局より説明願います。

事務局

第9「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」

貸し手について、住所は元横山町三丁目、設定する土地は上恩方町の土地5筆、計3,655㎡。利用権の種類は「賃借権」、期間は5年間。

借り手について、東京都の新規就農希望者経営計画支援会議で助言を受けた者、法人、所在地はあきる野市、利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積は無し。主たる経営作物は露地野菜、農業従事者は4人、農作業従事日数は年間200日。

議長

説明は終わりました。続きまして、担当委員から調査報告をお願いしたいと思います。

推進委員

4月17日、推進委員、事務局職員、農林課の農業振興担当とともに現地調査を実施しました。対象農地を確認するとともに、利用権の設定を受ける法人の代表取締役、取締役から、今後の作付計画を伺いました。この法人は、土木・解体業を営む代表取締役らが、農業を主たる目的として、平成29年9月に設立した株式会社です。土木・解体作業を行う従業員も高齢化により、いずれは従事できなくなることを案じ、そうした従業員を引き続き雇用するために、農業に参入しようということで、東京都農業会議に相談し、ここで就農しようということです。農業参入にあたっては、この法人の地元の農家の方を役員として迎え入れ、農業の技術的な指導をお願いするそうです。現地は、一部に梅の木があり、雑木が十数本、ところどころ切り株や根が残る耕作放棄状態です。農地に復元するためには相当の労力が必要な場所です。今回借受を希望するこの法人は、取締役が別会社で土木・解体業を営んでいることから、所有する重機と従業員の技術を活用して、農地に復元していこうということでした。確かに、個人の農家が農地に復元しようと思うと、とても難しい土地です。こうした法人でないと、手が

つけられないと思います。耕うんに数か月かかるのを見越した上で、1年目はニンニクを、2年目以降はニンニクとネギを作付けすることでした。販路についても、飲食店や加工を行う企業など、すでにいくつか約束を取り付けており、さらに拡大していくとのことでした。個人の農家では難しい農地を引き受けてくれるこうした異業種からの就農者が現れることは、この地区だけでなく、八王子の農業の活性化につながると思います。地区の委員としても見守っていきたいと思います。報告は以上です。

議 長 質問・意見はありませんか。

推進委員 農場長は自己所有の広大な畑を一人でやっていますし、高齢なので指導できないのではないですか。

農業委員 「農業生産部門人員計画の農業参入時」とは、いつまでの期間のことを言うのですか。

事務局 農業会議の支援などのお墨付きを得ているので問題ないと考えています。また、具体的な参入時の期間というものは把握しておりません。

農業委員 農場長の現在の農業従事日数はどれぐらいで、おいくつくらいの方なのですか。また、補佐の3名の方は今までにどのくらい農業に携わってこられたのですか。

推進委員 年齢は80歳ぐらいで、自分の農地で手一杯なのではないかと思います。

事務局 社長は50歳ぐらいです。農業実績については今回が新規参入なので皆無と理解しております。

農業委員 この法人の方たちは農業をどのように学んできたのですか。

事務局 まず参入の要件として、農場長が農業技術を持っているということであれば、農業会議の計画としては補佐をする3人の農業経験は求めています。代表は非常に農業に関心はありますが、農業技術は素人です。ただ解体業の方なので重機の扱いには長けています。これまでは

年間100万円以上かけて業者に草刈りをさせていたと聞いています。
このような土地を農地として再生することへの決意は重いものだと
考えています。3人の農業技術はありませんが、強い熱意を感じまし
た。

農業委員 この土地の隣に解体のベニヤなどの焼却施設があり、もちろん東京都
の許可を取っているものでありますが、ここの施設と代表との関係は
ありますか。農業ではなく解体されたものがここに置かれて、そこで
焼かれるというのでは困ります。農地としての計画が出されています
が、計画通りになされなかった場合に、契約が解除できるのでしょうか。
契約が解除できずに農地が潰されてしまうのは困るので、契約に
ついて教えて欲しいです。それがはっきりすれば、この土地は遊休農
地になってはいますが、農地として活用されるわけですから、それは
いいことだと思います。

推進委員 現在、焼却施設はありません。キノコを栽培する施設に変わっている
ようです。すでに資材置場はありませんので、繋がりはないと思いま
す。

事務局 利用権設定に関してですが、前提となる農用地利用集積計画書は市側
が作成する書類であり、賃貸借契約についても市側で関与していきま
す。もし計画どおりに利用されなければ、市側はしっかり監視して指
導し、契約を取りやめるという項目もあります。

農業委員 賃料が1年間で7万円とありますが、どのように決めているのですか。
事務局 都内の貸し借りの平均は10アールあたり年額1万円程と言われてお
りますが、あくまで基準です。当事者の了解のもとで決めるものなの
で、今回は許容範囲内だと考えます。

農業委員 今回のように荒れた農地でも金額は変わらないですか。

事務局 現況は関係ないので、当事者間で決めていただきます。

推進委員 結論からいうと保留にさせていただきたい。農場長は高齢です。その上、自分のところもいい状況ではないのに、ここに来て実際にやるのかというと、現実的に難しいのではないですか。もう少し事務局で整理して、次回に報告をして決めていただければと思います。

農業委員 保留という手もあるかもしれませんが、賃料7万円は相当なやる気の表れでないかと思います。市や農業会議もバックアップしていることですので、私は賛成です。

農業委員 指導する方に農業経験が十分であることは誰もが認めるところであります。高齢だということと、自分の畑で忙しいはずだということだけで、不適格だと決めつけるのは無理があるのではないのでしょうか。仮に高齢であっても、忙しくても指導することは可能なのであって、いろいろなところが新規就農することを認めているのであれば、それ以上立ち入って判断するのは行き過ぎなのではないのでしょうか。

推進委員 今までも許可後に違反があったケースもあるので、経験でいうと審議の中で疑義が生じた案件は、やめておいた方がよいと思います。

農業委員 実際に農業をやろうとしている方は、解体の会社を経営していて、これまで農業経営をしておらず、現地にも住んでいません。どれぐらい農業に従事できるかということを農業委員会が確認できなければ不安の方が強いです。7万円という賃料で借りるのは他の目的があるからだという考え方もあるので、事務局でももう少し調査をして来月の案件にしてもいいのではないですか。

農業委員 認めた場合、このあとの肥培管理状況などを定期的に委員会が関与する形になるのですか。

事務局 今までの議論を聞かせていただいて、確かに疑問に思われるところがまだ多数あるということがわかりましたので、事務局で精査する必要もあると考えます。このまま採決を取ると遺恨を残すことにもなるの

で、この1か月で精査する形で進めさせていただきたいと思います。
申し訳ありませんが、今回の第9については保留にさせていただきたい
と思います。

推進委員 私もどちらかというと保留の方に賛成です。資料を見ると誤りが多い。
たとえば、農業従事者の説明で「15歳以上60歳未満の者」とありますが、農業専従者の3名の中の一人である代表の母親が60歳未満とは考
えられない。この広大な畑をやるのに耕運機1台、軽トラック1台で
は農作業は難しいと思われます。

議 長 私も委員の立場として聞かせて欲しいのですが、この土地はだいぶ荒
れていて近隣の方が迷惑しているということですが、実際には周りの方
はどのように思われているのかを、もしわかれれば教えてください。
わからなければ結構です。

推進委員 農場長が実際にこちらに手がまわるのかを確認していただきたい。し
っかり農地を管理していなかった場合、市長の勧告や場合によっては
契約の解除も含まれてくるので、ある程度書類上の審査が通るのであ
れば簡単に否決できない部分がありますが、もう1か月間精査してい
ただければありがたいと思います。

議 長 事務局で精査するということで、第9につきましては、次回の総会で
審議します。それでは次にいきます。
第10「農地の権利取得の届出について」を報告します。事務局より報
告願います。

事務局 第10「農地の権利取得の届出について」を報告。（4件）

議 長 報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。
第11「農地の賃貸借の合意解約について」を報告します。事務局より
報告願います。

事務局 第11「農地の賃貸借の合意解約について」を報告。（1件）

議 長

報告は終わりました。ご質問はありませんか。質問なしと認めます。

以上で、本総会議題の全日程は終了しました。

ここで、本日の議事録の署名をしていただく農業委員を指名いたします。八王子市農業委員会会議規則第11条の規定により

6 番 栗原 才 委員

7 番 米津 元一 委員

を指名します。よろしくお願いします。

以上をもちまして、平成30年度八王子市農業委員会第1回総会を閉会します。

《 午後 3 時 5 0 分閉会 》